

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	衛生プラント
委 託 業 務 名	衛生プラントし尿中継運搬業務
委 託 業 務 場 所	大津市北比良ほか
概 要	志賀衛生プラントまたは北部衛生プラントに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を、委託者の指定する日に、10 tバキューム車両を用いて貯留槽等から引き抜き、もう一方のプラントまで運搬する。
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	運搬1回あたり 41,800円（消費税等相当額を含む）
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市大石中六丁目2番20号 〔名 称〕 株式会社 タケノウチ
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、志賀衛生プラントまたは北部衛生プラントに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を、10トンバキューム車にてもう一方の衛生プラントまで運搬するものである。 上記業者は、これらの施設へ搬入している廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項に規定する許可業者の中で、当該大型車両を唯一所有する者であることから選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。